

監－2588、政－4354、森－701

昭和58年3月23日

各課所長あて

土 木 部 長

農 政 部 長

林 務 部 長

工事請負契約の工期変更にもなう前払金保証契約期限 の取扱いについて

このことについて、工事請負契約の工期の変更があった場合は、請負業者が、「工期の変更通知書」を保証者に提出することとしていたが、昭和58年4月1日からは、別紙様式により、変更契約のあった各月ごとに、被保証者（県）が保証者に通知することとしたので、取扱いについて、遺憾のないようにされたい。

なお、昭和50年11月27日付け、監－1266号「前払金保証約款の改正について」は廃止する。

別紙様式

番 号
年 月 日

会計課長（出納員）あて
東日本建設業保証株式会社
支店長あて

秋田県 課所長

工期の変更について（通知）

このことについて、 月中に工期の変更があつた工事請負契約は、下記のとおりです。

記

工 事 名	工事番号	請 負 業 者 名	契 約 工 期		備 考
			変 更 前	変 更 後	
			～	～	
			～	～	
			～	～	
			～	～	
			～	～	
			～	～	